

平成 30・31 年度 第 1 回学会・医会協議会常任委員会議事録

日 時：平成 31 年 1 月 27 日（日）13：00～13：40

場 所：東海大学校友会館霞が関ビル 35F「三保・霞の間」

出席者：森山 寛会長。高橋晴雄、村上信五、塩谷彰浩、土井勝美、西崎和則、春名眞一、
福與和正、藤岡 治、浅井英世、甲能直幸、古川 亙、小川 郁、川寄良明、
阿部 隆、伊東祐久、岩佐英之、明海国賢各委員。
吉村 理、稲村直樹、河合 真、永田博史、小山賢吾、大島 渉、高原哲夫、
沖中芳彦、石谷保夫、野上兼一郎各委員。
池園哲郎、山本 裕各幹事。

司 会：高橋委員、河合委員

委員会の冒頭で、森山 寛会長より挨拶があった。

協議事項

1. 医会の全国組織化について (福與委員)

医会の全国組織化にむけて一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会の定款(案)及び諸規程と日本臨床耳鼻咽喉科医会の規則(案)の整備をすすめているが、当初案に以下の変更が加えられたことについて説明があり、承認された。

1) 一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会の定款(案)及び諸規程の変更点は以下の通りである。

定款の第 5 条 (1) A 会員の会員資格の拡大

医療機関の開設者と管理者のみではなく、それに準ずる者、を加えた。例えば 2 名でクリニックを運営していた場合に 1 名が開設者と管理者を両方兼ねている場合がある。この場合他の 1 名が会員となる場合、等を想定している。

入会金及び会費規程の第 2 条 2 会費納入の例外規定

理事会が会費徴収体制が整っていないと認めた都道府県耳鼻咽喉科医会については、その体制が整うまでの間、本会に直接納入する事ができる、とした。

なお議事録署名人の指名方法についての記載がないとの指摘があったが、記載の必要性について確認を行うこととなった。

2) 日本臨床耳鼻咽喉科医会の規則(案) の変更点は以下のとおりである。

第 5 条 (1) A 会員の会員資格を一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会の定款(案)と同様に拡大した。

第 8 条 理事は全国耳鼻咽喉科医会の運営委員がこれにあたるとした。

第 9 条 顧問は全国耳鼻咽喉科医会のオブザーバーがこれにあたるとした。

2. 学会・医会協議会のあり方について(森山会長)

標記について森山会長から以下の説明があった。

現在の学会・医会協議会は年に1回の協議会、年に2回の常任委員会を開催しているが、発展的解消を行った後、引き続きの連携強化のため学会医会連携会議（仮称）を組織したい。学会、医会からそれぞれ6, 7名程度、計10数名の人数で組織し、1月、5月、11月の年3回の会議開催を考えている。

本年5月の常任委員会で文章化したものを審議し、11月の協議会で学会・医会協議会の解散について3分の2以上の賛同を得たのち第1回学会・医会連携会議（仮称）を開催したい。その後それぞれの各委員会において合同の委員会を設置するなど連携構築も深めていく予定である。

3. その他

(森山会長)

1) 専門医講習会における医会の講演会について

標記について森山会長から説明があった。

現在、日耳鼻で学術集会の集約化をすすめているが、2020年から専門医講習会に夏期講習会などを統合して開催することを予定している。そこで医会（日本臨床耳鼻咽喉科医会）の講演会も会期中に開催することを検討しており、第一候補として日曜日午前中の第2会場を会場として想定している。これら“専門医講習会”の名称などを含めた具体的な事項は日耳鼻学術委員会やWGなどで検討していく予定であるが、医会担当の講演会のテーマを領域講習を基本としたもので検討していただきたい。

以上の説明後、参加費の区分け、地方色の出し方などの課題が指摘されたが、これらを含めた詳細は今後の検討課題とすることとなった。

2) 嚥下障害診療について

標記の現状と取組みについて森山会長から説明があった。

嚥下障害診療は本来、耳鼻咽喉科が担うべき領域であるが、耳鼻咽喉科医のマンパワーの問題などにより歯科が主体的に関与している地域もあるのが実情である。現状では嚥下診療に対する積極性、耳鼻咽喉科と歯科の関係性などについては医会や地方部会ごとに温度差あるものの総じて未だ低迷している。この問題に対応するために日耳鼻では日本歯科医師会と定例懇談会を継続開催している。今後は実態調査結果やモデルケースの実例を参考に歯科との連携の基本合意案を作成したい。医会としても各種のマニュアル作成や講習会講師の推薦依頼などの折には、耳鼻咽喉科医を積極的に参加してもらうように働きかけていただきたい。

これに対して、明海委員より広島市では在宅医療関連の医師・行政がこの議論に取り組んでいる。行政も関与してもらう事で歯科医師会との連携は良好である。行政へのアピールも極めて重要であるとの指摘があった。

他にも東京都豊島区、島根県などの行政や医師会が絡むモデルケースもあり、これらを参考に活動を展開すること、医会から医師会への働き掛けも重要であることが森山会長より示された。